

令和2年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和3年3月23日（火）

15:00～16:30

場 所：富山県民会館 611号室

次 第

1 会長選出

2 会長代理選出

3 諮問事項

- (1) 出町青葉幼稚園の廃止について
- (2) ひかり幼稚園の廃止について
- (3) 入善幼稚園の廃止について
- (4) 富山赤十字看護専門学校の廃止認可について
- (5) 白井美容専門学校服飾・家政専門課程の廃止認可について

4 報告事項

- (1) 令和3年度全国私立学校審議会連合会中部支部協議会について

5 その他

【配付資料】

- 資料1 私立幼稚園等の廃止認可について（諮問）
- 資料2 出町青葉幼稚園の廃止について
- 資料3 ひかり幼稚園の廃止について
- 資料4 入善幼稚園の廃止について
- 資料5 富山赤十字看護学校の廃止認可について
- 資料6 白井美容専門学校服飾・家政専門課程の廃止認可について
- 資料7 令和3年度全国私立学校審議会連合会中部支部協議会開催概要（案）

参考資料1 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

参考資料2 最近の専門学校・専修学校の廃止状況について

参考資料3 富山県私立学校審議会規程

参考資料4 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）

令和2年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和3年3月23日(火)
 15:00~16:30
 場所：富山県民会館 611号室

入
口

議 長

黒崎紫抄代 委員

須田英克 委員

坪池 宏 委員

野口教子 委員

前川俊朗 委員

伊東潤一郎 委員

井上春枝 委員

上田雅裕 委員

河合敦夫 委員

中田正幸 委員

平内主査
 蔵堀政策監
 朝倉課長
 穴田主幹

事務局

入
口

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和3年3月23日現在

氏名	現職	備考
伊東潤一郎	富山経済同友会幹事 (株) アイティオ社長	
井上春枝	(学) 本願寺学園徳風幼稚園副園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
上田雅裕	(学) 鷹寺学園理事長 認定こども園大閑山あおい園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事 富山県私立幼稚園・認定こども園振興会理事長 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事長	
河合敦夫	(学) 富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
喜田裕子	富山大学人文学部教授	
黒崎紫抄代	元監査委員事務局長 (学) 富山国際学園事務局長・常務理事	
里見治美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
須田英克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
坪池宏	富山県教育委員会 教育次長	
中田正幸	前富山国際大学付属高等学校長 前富山県私立中学高等学校協会副会長 元富山県教育委員会教育次長	
野口教子	(学) 高岡第一学園 高岡法科大学副学長 法学部教授	
前川俊朗	(学) 高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	

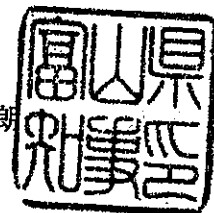
以上12名

(五十音順)

富山県私立学校審議会

会長 中田 正幸 殿

富山県知事 新田 八朗



私立幼稚園の廃止認可等について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第8条第1項及び同法第64条第1項において準用する同法第8条第1項の規定により、認可の適否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
出町青葉幼稚園の廃止認可について (廃止時期) 令和3年3月31日	砺波市寿町 3-10 学校法人出町青葉幼稚園 理事長 前田 真孝	学校教育法 第4条第1項
ひかり幼稚園の廃止認可について (廃止時期) 令和3年3月31日	高岡市野村 1068 学校法人清光学園 理事長 向田 永真	学校教育法 第4条第1項
入善幼稚園の廃止認可について (廃止時期) 令和3年3月31日	下新川郡入善町上野 11770-4 学校法人富山育英学園 理事長 奥野 久幸	学校教育法 第4条第1項
富山赤十字看護専門学校 の廃止認可について (廃止時期) 令和3年3月31日	富山市牛島本町 2-1-57 校長 平岩善雄	学校教育法 第130条
白井美容専門学校服飾・家政専門 課程の廃止認可について (廃止時期) 令和3年3月31日	富山市西中野本町 7-13 学校法人白井学園 理事長 白井千威子	学校教育法 第130条

出町青葉幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	出町青葉幼稚園
2 位置	砺波市寿町3番10号
3 廃止の時期及び理由	令和3年3月31日 (理由) 令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園へ移行予定のため
4 設置者名	学校法人出町青葉幼稚園 (理事長) 前田 真孝
5 園長名	前田 真孝
6 生徒の処置	} 移行する幼保連携型認定こども園に引継ぐ
7 教職員の処置	
8 指導要録等の引継ぎ	
9 資産の処置	
備 考	1 校地 1,931㎡ 2 校舎 454㎡ 3 総定員 100名 4 過去5カ年の卒園児数 (H28) (H29) (H30) (R1) (R2) 14人 17人 12人 16人 18人 5 学校設置認可年月日 昭和21年4月22日

ひかり幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	ひかり幼稚園	
2 位置	高岡市野村 1068 番地	
3 廃止の時期及び理由	令和3年3月31日 (理由) 令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園へ 移行予定のため	
4 設置者名	学校法人清光学園 (理事長) 森尾 淳章	
5 園長名	向田 永真	
6 生徒の処置	} 移行する幼保連携型認定こども園に引継ぐ	
7 教職員の処置		
8 指導要録等の引継ぎ		
9 資産の処置	} 移行する幼保連携型認定こども園に引継ぐ	
備 考		1 校 地 4,942 m ²
		2 校 舎 999 m ²
		3 総定員 155 名
		4 過去5カ年の卒園児数 (H28) (H29) (H30) (R1) (R2) 25人 42人 23人 42人 32人
	5 学校設置認可年月日 昭和47年12月27日	

入善幼稚園の廃止の認可について

1 学校の名称	入善幼稚園
2 位置	下新川郡入善町 11770-4
3 廃止の時期及び理由	知事認可の日 (理由) 教員不足により、令和2年度より休園中であつたが、再開の見込みがないため。
4 設置者名	学校法人富山育英学園 (理事長) 奥野 久幸
5 園長名	—
6 生徒の処置	休園中であつたため、在籍園児なし
7 教職員の処置	休園中であつたため、在籍教職員なし
8 指導要録等の引継ぎ	学校法人富山育英学園にて保管
9 資産の処置	売却
備 考	1 校 地 1,953 m ² 2 校 舎 1,023 m ² 3 総定員 200 名 4 過去5カ年の卒園児数 (H27) (H28) (H29) (H30) (R01) 11人 8人 2人 15人 4人 5 学校設置認可年月日 昭和59年3月14日

富山赤十字看護専門学校の廃止の認可について

1 学校の名称	富山赤十字看護専門学校
2 位置	富山市牛島本町2-1-57
3 廃止の時期及び理由	(時期)令和3年3月31日 (理由)学生の確保が困難になったため。設置主体病院の多額の経済的負担が続いていたため。
4 設置者名	日本赤十字社
5 校長名	平岩 善雄
6 生徒の処置	全員卒業
7 教職員の処置	8名在籍(定年退職 1名、退職1名、富山赤十字病院へ異動 6名)
8 指導要録等の引継ぎ	日本赤十字社富山県支部に引き継ぐ
9 資産の処置	教育用備品の一部は設置主体病院で使用する。耐用年数を超え、使用に耐えないものは廃棄する。 施設については、設置主体病院で隣接する富山赤十字病院が使用する。
備考	1 校舎 総面積: 1,657㎡ 2 総定員 80人 3 過去5ヶ年の卒業生数 (H28) (H29) (H30) (R01) (R02) 29人 27人 38人 29人 19人(予定) 4 学校設置認可年月日 昭和51年4月1日

白井美容専門学校服飾・家政専門課程の廃止の認可について

1 設置者名	学校法人白井学園(理事長 白井千威子)																																																	
2 学校の名称	白井美容専門学校 (校長 高村正志)																																																	
3 位置	富山市西中野本町1番6号																																																	
4 廃止する課程	<p>服飾・家政専門課程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">(新)</th> <th colspan="5">(旧)</th> </tr> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>分野</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(削除)</td> <td>服飾・家政専門課程</td> <td>ファッションビジネス学科</td> <td>2年</td> <td>募集停止</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>衛生専門課程</td> <td>美容学科</td> <td>2年</td> <td>30名</td> <td>60名</td> <td>衛生専門課程</td> <td>美容学科</td> <td>2年</td> <td>30名</td> <td>60名</td> </tr> </tbody> </table>										(新)					(旧)					課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員	(削除)					服飾・家政専門課程	ファッションビジネス学科	2年	募集停止	40名	衛生専門課程	美容学科	2年	30名	60名	衛生専門課程	美容学科	2年	30名	60名
(新)					(旧)																																													
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	分野	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																									
(削除)					服飾・家政専門課程	ファッションビジネス学科	2年	募集停止	40名																																									
衛生専門課程	美容学科	2年	30名	60名	衛生専門課程	美容学科	2年	30名	60名																																									
5 廃止の時期及び理由	<p>(時期) 富山県知事の認可日から(R3.3.31)</p> <p>(理由) H26年度以降、入学者数が減少し、経営的にも学科維持が困難な状況にあるため。</p>																																																	
6 生徒の処置	令和2年3月31日をもって在籍生徒卒業。																																																	
7 教職員の処置	全教職員退職																																																	
8 指導要録等の引継ぎ	設置者である学校法人が管理。																																																	
9 資産の処置	同校内に設置している美容学科にて使用																																																	
備考	<p>1 法人設立認可年月日 昭和37年12月27日</p> <p>2 学校設置認可年月日 昭和51年4月1日</p> <p>3 過去5ヶ年の卒業生数(服飾・専門専門課程)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H27)</th> <th>(H28)</th> <th>(H29)</th> <th>(H30)</th> <th>(R1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファッションビジネス学科</td> <td>12人</td> <td>11人</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>											(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	ファッションビジネス学科	12人	11人	6人	6人	5人																												
	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)																																													
ファッションビジネス学科	12人	11人	6人	6人	5人																																													

令和3年度全国私立学校審議会連合会中部支部協議会開催概要（案）

目 的

中部7県の私学審議会委員が各県における審議状況等についての意見交換及び、全国私立学校審議会連合会総会に提出する協議題について検討する。

開催概要

- 1 期 日 令和3年8月25日（水）
- 2 場 所 富山県民会館
- 3 日 程
 - (1) 受付 13:00～13:30
 - (2) 会議 13:30～15:00
- 4 参加者
 - (1) 各県私立学校審議会委員 6名
 - (2) 各県関係職員 6名
 - (3) 開催県私立学校審議会委員 数名
 - (4) 開催県関係職員 部長、課長他数名
- 5 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶 ①会長
②県
 - (3) 協議 ①各県提出議題について
②情報交換話題について
③全国総会提出議題について
④時期開催県（岐阜）について
⑤その他
 - (4) 閉会

その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては開催の在り方を検討する（令和2年度は書面による開催となった）。

子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

		H28移行		H29移行		R1移行		R2移行		R3移行		R3末		
		幼から	(内数)	幼から	(内数)	幼から	(内数)	幼から	(内数)	(予定)	幼から	(見込)	幼から	(内数)
新制度移行	認定こども園	幼保連携型	22	(5)	8	(3)	9	(2)	9	(2)	5	(2)	112	(31)
		幼稚園型	0	(0)	1	(1)	4	(4)	0	0	1	(1)	8	(8)
		保育所型	0	—	3	—	0	—	3	—	—	—	9	—
	幼稚園のまま	3	(3)	2	(2)	4	(4)	3	(3)	1	(1)	8	(8)	
	保育所	保育所は全て新制度へ移行										47	—	
	私立幼稚園 (私学助成等)	19		15		8		5		4		4		

幼保連携(市町村別)		
富山	62	(15)
高岡	19	(6)
魚津	6	(0)
氷見	2	(1)
滑川	4	(4)
黒部	0	—
砺波	4	(1)
小矢部	3	(0)
南砺	2	(2)
射水	5	(1)
舟橋	1	(0)
立山	2	(1)
上市	2	(0)
入善	0	—
朝日	0	—

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、()は幼稚園からの移行分(内数)

※新制度移行後に他類型に移行した園もある(H29末見込で調整)

2. 私立幼稚園等の類型

	新制度			従前どおり
	認定こども園		幼稚園の まま移行	
	幼保連携型	幼稚園型		
法的性格	学校 かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	学校	幼稚園
設置主体	学校法人 社会福祉法人	学校法人	学校法人	学校
認可・認定	都道府県 ※1 中核市	都道府県 ※2 中核市	都道府県	学校法人
財政措置	施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部)			都道府県
利用者負担 (保育料)	0円			施設等利用給付 私学助成(一般・特別)
				設置者が設定

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

最近の専門学校・専修学校の廃止状況

H21

- ・富山文化服装学院の廃止の認可について（廃止時期）平成 22 年 3 月 31 日
（理由）入学者がなく、経営的にも学院を維持することが困難であるため
全教職員 設置者が設置する学校(富山デザイン・ビューティー専門学校)へ異動

H22

- ・今村文化服装専修学校の廃止の認可について（廃止の時期）認可の日から
（理由）設置者の体調不良のため 在籍生徒・教職員なし

H23

- ・筒井編物服飾学園の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）設置者の体調不良のため 在籍生徒・教職員なし

H24 なし

H25

- ・高岡経理専門学校の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）休校状態から再開の目途が立たないため 在籍生徒・教職員なし
- ・富山コンピュータ専門学校の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）生徒数の減少 富山クリエイティブ専門学校の教職員へ変更の手続きを完了

H26

- ・出町家政専修学校の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）校長が逝去し学校再開の見込みがないため 在籍生徒・教職員なし

H27

- ・富山県理容美容専門学校衛生高等課程の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）生徒の需要が少なく存続が困難 在籍生徒なし 教職員は専門課程に配置
- ・アクロス中央自動車学校の廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）少子化による入学者数の減少 生徒なし 教職員は同業種への再就職決定済み

H28

- ・富山ファッション・カレッジの廃止の認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）生徒が減少し、学校の運営が困難なため 在籍生徒・教職員なし
- ・中央予備校富山校の廃止認可について（廃止時期）認可の日から
（理由）生徒が減少し、学校の継続が困難なため 生徒なし 教職員は法人関連校へ異動
- ・厚生連高岡看護専門学校の廃止認可について（廃止時期）平成 29 年 3 月 31 日
- ・高岡市医師会看護専門学校の廃止認可について（廃止時期）平成 29 年 3 月 31 日
（理由）高岡市内の既存各校を統合し、新たに富山県高岡看護専門学校を開校するため

H29 なし

H30

- ・富山製菓専門学校の廃止認可について（廃止時期）平成 31 年 3 月 31 日
（理由）少子化等の影響により、生徒数の確保が困難 生徒卒業済み 教職員全員解雇

R01

- ・富山健康科学専門学校の廃止認可について（廃止時期）令和2年3月31日
（理由）少子化に伴う生徒減により、学校の継続が困難となったため
2年生は卒業見込み、1年生については、進学先決定済み（5名は東京の姉妹校に編入学、1名は他学校へ編入学、1名は進路変更）
教職員は解雇及び契約期間満了による再就職
- ・高橋家政専門学校の廃止認可について（廃止時期）令和2年3月31日
（理由）設置者死亡のため 在籍生徒職員なし
- ・高岡珠算学校の廃止認可について（廃止時期）令和2年3月31日
（理由）設置者死亡のため 生徒卒業見込みもしくは進路決定 職員は次の勤務先決定
- ・富山情報ビジネス専門学校教育・社会福祉専門課程の廃止認可について
（廃止時期）令和2年3月31日
（理由）H31年度以降、入学生が見込めないため 生徒は卒業見込み 一部教職員は退職、残る職員は他の学科を担当

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。
- 3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

- 2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。
- 3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

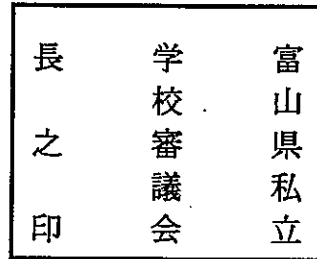
- 2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

【私立学校法】

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

【学校教育法】

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

○2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

○3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

○4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。